

神戸市道路公社有料道路料金徴収規程

目次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (有料道路の名称及び区間)
- 第3条 (料金の徴収期間)
- 第4条 (料金の額)
- 第5条 (通行料金の徴収)
- 第6条 (通行券の発行)
- 第7条 (料金の還付)
- 第8条 (料金を徴収しない車両の指定)
- 第9条 (指定の失効)
- 第10条 (管理事務用通行券等)
- 第11条 (管理事務用ETCカード等)
- 第12条 (割増金の徴収)
- 第13条 (有料道路料金徴収日報兼調定票)
- 第14条 (分任出納員)
- 第15条 (通行券の管理)
- 第16条 (回収した回数通行券等の保存期間)
- 第17条 (亡失等の報告)
- 第18条 (施行の細目)

(目的)

第1条 この規程は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の規定にもとづき神戸市道路公社が料金を徴収する道路（以下「有料道路」という。）の料金の徴収に関し、他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(有料道路の名称及び区間)

第2条 有料道路の名称及び区間は次のとおりとする。

- (1) 六甲有料道路 神戸市灘区高羽から
同市北区有野町唐櫃まで
- (2) 西神戸有料道路
 - ア 布引鴨区間 神戸市中央区雲井通1丁目から
同市北区山田町下谷上字中一里山まで
 - イ 布引天王谷区間 神戸市中央区雲井通1丁目から
同市兵庫区平野町天王谷まで
- (3) 六甲北有料道路
 - ア 唐櫃吉尾区間
 - ① 唐櫃柳谷区間 神戸市北区有野町唐櫃から
同市北区八多町柳谷まで
 - ② 柳谷吉尾区間 神戸市北区八多町柳谷から
同市北区八多町吉尾まで
 - イ 吉尾上津区間
 - ① 吉尾大沢区間 神戸市北区八多町吉尾から

同市北区大沢町上大沢まで

② 大沢上津区間 神戸市北区大沢町上大沢から

同市北区長尾町上津まで

(料金の徴収期間)

第3条 料金を徴収する期間は、次のとおりとする。

(1) 六甲有料道路

昭和31年8月10日から令和20年7月2日まで

(2) 西神戸有料道路

昭和44年8月24日から令和13年11月28日まで

(3) 六甲北有料道路

ア 神戸市北区有野町唐櫃から同市北区八多町吉尾まで

昭和58年5月26日から令和20年7月2日まで

イ 神戸市北区八多町吉尾から同市北区長尾町上津まで

平成2年4月16日から令和20年7月2日まで

2 料金徴収時間を、次のとおりとする。

(1) 六甲有料道路

午前0時から午後12時まで

(2) 西神戸有料道路

午前0時から午後12時まで

(3) 六甲北有料道路

午前0時から午後12時まで

(料金の額)

第4条 有料道路を通行又は利用する車両から徴収する料金の額は、別表1のとおりとする。

2 障害者割引については、次のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

（イ） 手帳の交付を受けている者が手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの

（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき神戸市道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合であっても当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車

を除く。)で、神戸市道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車はE T Cシステム(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。)を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程(平成20年12月1日。以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。)と車載器(利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。)をともに使用する場合に限る。

(2) 割引率

料金の割引率は、50%以下とする。

注)神戸市道路公社が別に定めるとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」(平成15年7月30日)をいう。

3 神戸市道路公社一般向けマイレージ割引(以下「マイレージ割引」という。)については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T C車のうち、神戸市道路公社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるE T Cマイレージサービス利用規約(以下「マイレージ規約」という。)に基づき、E T Cマイレージサービスの利用に関する登録がなされたE T Cカードに限る。以下3において同じ。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

① ポイントの付与

1枚のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して徴収する1通行ごとの料金の額及び料金の額の1箇月の合計額に応じて、50円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (50円につき)
1通行ごと 50円につき 3ポイント	1万円以下の部分	0ポイント
	1万円を超え3万5千円以下の部分	3ポイント
	3万5千円を超え7万円以下の部分	5ポイント
	7万円を超えた部分	10ポイント

② ポイントによる割引

マイレージ規約第2条に定めるマイレージ登録者は、1枚のE T Cカードごとに付与されたポイント200ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

ただし、1枚のE T Cカードごとに付与されたポイントの累積数が600ポイント以上の最低交換ポイントを設けることができる。

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表又は②に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に近畿地方整備局長に届け出るものとする。

4 神戸市道路公社コーポレートカード割引(以下「コーポレートカード割引」という。)については、

以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCシステム取扱道路管理者から貸与を受けたETCカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

① 料金の額に応じた割引

1枚のETCカードごとにETCシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の1箇月の合計額に応じて、次の表のとおり割引率を適用する。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額の1円未満を切り捨てる。

月間利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超え1万円以下の部分	3%
1万円を超え3万5千円以下の部分	6%
3万5千円を超え7万円以下の部分	8%
7万円を超えた部分	13%

② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に近畿地方整備局長に届け出るものとする。

5 ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる大型車Iの乗合型自動車（以下「路線バス」という。）で、かつ神戸市道路公社理事長（以下「理事長」という。）が別に定めたETC車

ロ 割引率

料金の割引率は、30%とする。

6 大沢IC再入場割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

大沢ICを出てから2時間以内に大沢ICに再入場するETC車

ロ 割引額

車種区分ごとに次式により計算される金額とする。

ただし、計算結果が負の値となる場合は、割引額を0円とする。

「大沢ICを出る際に発生する料金の額」

+ 「大沢ICに入る際に発生する料金の額」

- 「大沢ICを通過する際に発生する料金の額」

7 割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、大沢IC再入場割引、マイレージ割引に限るものとする。

ロ ETC路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、大沢IC再入場割引に限るものとする。

ハ マイレージ割引とコーポレートカード割引は、相互に重複しないものとする。

ニ 割引の相互間の重複適用の順序については、以下のとおりとする。

適用順序	割引の種類
1	大沢IC再入場割引
2	障害者割引
3	マイレージ割引、コーポレートカード割引
4	ETC路線バス割引

(通行料金の徴収)

第5条 通行料金は、有料道路を通行又は利用する車両から徴収する。ただし、道路整備特別措置法第24条第1項ただし書の規定により料金を徴収しない車両については、この限りでない。

(通行券の発行)

第6条 前条の料金を徴収したときは通行券を発行するものとする。

- 2 通行券は、普通通行券及びレシート機券(様式1)とする。
- 3 普通通行券を発行するときは、領収済の印(様式2)を押印しなければならない。
- 4 身体障害者有料道路通行料金の割引は、身体障害者手帳の提示をもって行うものとする。

(料金の還付)

第7条 すでに徴収した料金は、還付しない。ただし、有料道路を通行する者の責に帰することができない理由により通行できなくなったときは、この限りでない。

(料金を徴収しない車両の指定)

第8条 有料道路を車両で通行しようとする者で、料金を徴収しない車両を定める告示(平成17年国土交通省告示第1065号)第7号の規定により、その使用する車両について料金を徴収しない車両として指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)があるときは、有料道路料金の徴収免除申請書(様式3)を提出させるものとする。

- 2 前項の申請があった場合において、その車両の使用について、料金を徴収することが著しく不適當であると認めるときは、その車両を料金徴収免除の車両として、指定し、通行料金免除証明書交付簿(様式4)に記入のうえ通行料金免除証明書(様式5)を申請者に交付するものとする。
- 3 前項に定める通行料金免除証明書の交付は、第10条に定める管理事務用通行券の交付をもって代えることができる。

(指定の失効)

第9条 前条の規定による車両の指定は、その車両について、次の各号の一に掲げる理由が生じたときは、その効力を失う。

- (1) 証明書に記載した有効期間を経過したとき。
- (2) 所有者又は占有者が変更したとき。
- (3) 自動車登録(車両)番号の変更があったとき。
- (4) 証明書を不正に使用あるいは不正使用の意志があると認められたとき。

2 前項の規定により車両の指定が効力を失ったときは、直ちに証明書を返還させなければならない。

(管理事務用通行券等)

第10条 管理事務用通行券(様式6)は、次の各号の一に該当する場合に発行するものとする。

- (1) 神戸市道路公社の役員又は職員が神戸市道路公社の業務のため通行する場合。
- (2) 国又は地方公共団体の職員が神戸市道路公社の業務に密接な関連を有する公務を行うため通行する場合。
- (3) 公社の工事、作業等の請負業者又は受託者が当該工事等のため通行する場合で、料金を徴収することが不適當な場合。
- (4) その他前各号に準ずるもので理事長が必要と認めた場合。

2 管理事務用通行券、兵庫県警察本部より発行された公務警察車両通行券(様式7)及び各都道府県警察本部より発行された公務従事車両証明書(様式7の2)は、有料道路の通行又は利用は一回限りとし、通行又は利用するとき回収するものとする。

3 回収された管理事務用通行券、公務警察車両通行券及び公務従事車両証明書は、第6条の領収済の印を押印しなければならない。ただし、せん孔をもって領収印の押印にかえることができる。

(管理事務用ETCカード等)

第11条 管理事務用ETCカードは、次の各号に該当する場合に発行するものとする。

- (1) 神戸市道路公社の役員又は職員が神戸市道路公社の業務のため通行する場合。
- (2) その他前号に準ずるもので理事長が必要と認めた場合。

2 西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が発行したETC公務用カード及びETC業務用カードは、次の各号に該当する場合に限り利用できるものとする。ただし、利用に関し必要な事項は、別途協定を締結するものとする。

- (1) 阪神高速道路株式会社の職員等が阪神高速道路株式会社の業務のため通行する場合。
- (2) 兵庫県警察本部及び神戸市消防局が公務のため通行する場合。

(割増金の徴収)

第12条 料金の徴収を不法に免れた者に対しては、所定の通行料金のほか道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定による割増金を徴収するものとする。

(有料道路料金徴収日報兼調定票)

第13条 会計規程第20条第2項に基づく収入の調査決定は、有料道路料金徴収日報兼調定票（様式8）により行い、収入決定者は、調査決定額を毎月ごと出納員に報告するものとする。

(分任出納員)

第14条 会計規程第7条第4項に基づき、出納員の補助者として、分任出納員を設けるものとする。

2 分任出納員は、出納員の命をうけて、会計規程第20条第1項に基づき、有料道路の料金徴収金を納付書により、取引金融機関の預金口座に入金しなければならない。

(通行券の管理)

第15条 会計規程第20条第3項に基づく通行券の管理は、収入決定者が行うものとし、料金事務所で扱うものについては、料金事務所の所長が行うものとする。

2 収入決定者及び料金事務所所長は、通行券受払簿（様式9）により、その受払いを明らかにしておかなければならない。

3 料金事務所所長は、通行券残高通知書を毎月収入決定者に送付するものとする。

(回収した通行券等の保存期間)

第16条 料金所で回収した管理事務用通行券及び公務警察車両通行券は、事務検査終了まで保存するものとする。

2 料金所で発行した普通券の控及びレシート機の記録紙は、文書取扱規程により、一年保存するものとする。

(亡失等の報告)

第17条 通行券を管理するものは、その所管に係る現金又は通行券について、亡失、盗難又はき損の事実を発見したときは、ただちに事故調書を作成して、理事長に報告しなければならない。

2 前項の事故調書には、次の各号に掲げる事項を掲載するほか、参考となる資料を添付しなければならない。

- (1) 現金又は通行券を管理する者の氏名
- (2) 事故の概要
- (3) 事故発生の日時及び場所
- (4) 事故発見の日時、発見者及び発見時の状況
- (5) 事故の原因となった事実の詳細
- (6) 平常の保管状況
- (7) 発見後にとった措置

(8) その他の参考事項

(施行の細目)

第18条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年10月1日より施行する。ただし、第6条以下の改正規定は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項、第6条第6項及び第18条第1項の改正規定は、昭和54年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和59年11月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和63年11月17日から施行する。ただし、別表2及び様式1回数券色分けの改正規定中新戸トンネル有料道路以外に係る部分は、昭和63年11月1日から施行し、第2条の改正規定は昭和63年11月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式1通行券の種類(ロ)レシート機券及び様式8は、改正後の様式1通行券の種類(ロ)レシート機券及び様式8とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成元年1月11日から施行し、元号を定める政令の施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成2年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成2年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成5年3月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成8年6月1日から施行する。

(回数通行券委託販売要綱の一部改正)

2 回数通行券委託販売要綱(昭和60年10月)の一部を次のように改正する。

第1条中「料金徴収規程第8条に基づき、」を「料金徴収規程第9条に基づき、」に改める。

(管理事務用通行券取扱細目の一部改正)

3 管理事務用通行券取扱細目(昭和60年8月)の一部を次のように改正する。

第1条中「料金徴収規程第12条に基づき、」を「料金徴収規程第13条に基づき、」に改める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月2日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成15年12月1日から施行する。

2 障害者割引については、平成15年11月30日において、既に交付を受けている障害者有料道路通行料金割引証を提出する自動車は、平成16年5月31日までの間、従前のおり、現金又はハイウェイカードで徴収する料金の割引率を5割以下とする。

また、ETC利用登録を行った自動車による障害者割引適用は、平成16年1月20日。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年8月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

有料道路通行料金一覧表

車両の種類	通行1回料金(単位円)		六甲北有料道路						備考		
	六甲有料道路 (六甲トンネル区間)		西神戸有料道路 (山麓バイパス)			六甲北有料道路					
	午前6時 ～午後4 時	午後10 時～翌 午前6時	布引 区間 鶴	布引 区間 天王谷	唐櫃 区間 吉尾	唐櫃 区間 柳谷	柳谷 区間 吉尾	吉尾 区間 上津		吉尾 区間 大沢	大沢 区間 上津
普通車	210	100	370	210	260	110	150	160	100	100	<ul style="list-style-type: none"> ・小型自動車(660ccを超え、2000cc以下のもの) ・普通乗用自動車 ・普通貨物自動車(車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもの3車軸以下のもの) ・乗合型自動車(乗車定員11人以上、29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの) ・けん引自動車(普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。)又は軽自動車等である連結車両
大型車Ⅰ	340	340	570	360	440	160	280	260	160	160	<ul style="list-style-type: none"> ・普通貨物自動車(車両総重量8トン以上、又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの) ・乗合型自動車(路線を定めて定期に運行するもの、及び車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のもの) ・けん引自動車(普通車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両)
大型車Ⅱ	760	760	730	420	1000	390	610	590	380	380	<ul style="list-style-type: none"> ・普通貨物自動車(車両総重量25トンを超えるもので4車軸以上のもの) ・大型特殊自動車 ・乗合型自動車(その他) ・連結車両(その他)
軽自動車等	100	50	260	160	160	50	110	110	50	50	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車(二輪125ccを超え250cc以下のもの、その他660cc以下のもの) ・小型二輪自動車(250ccを超えるもの) ・小型特殊自動車(1,600cc以下)
軽車両等	10	10	20	10	20	10	—	10	10	10	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車(六甲トンネル区間、山麓バイパス及び六甲北有料道路を除く。) ・軽車両(六甲トンネル区間、山麓バイパス及び六甲北有料道路を除く。) ・原動機付自転車(125cc以下。ただし、山麓バイパス及び六甲北有料道路は50cc以下を除く。)

通行券の種類

(イ) 普通券

a 一般用

番号 金額	有料道路（普通）通行券 金額 (この券をもって領収書に代えます。) 通行1回限り 神戸市道路公社	番号 40 mm
30 mm	75 mm	

b 身体障害者用

番号 金額	特 有料道路（普通）通行券 金額 この券をもって領収書に代えます。 通行1回限り 神戸市道路公社	番号 40 mm
30 mm	75 mm	

(ロ) レシート機券

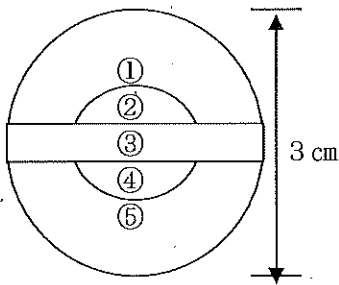
領収書 神戸市道路公社 料金所名（電話番号） 料金 車種 年月日 時刻 収受員No.	50 mm
105 mm	

(ハ) (削除)

様式2

各有料道路領収済の印

各有料道路領収済の印



- ①は、路線
- ②は、領収済
- ③は、日付
- ④は、料金所名
- ⑤は、神戸市道路公社

①の文字	④の文字	数量
六甲有料道路	六甲	4
山麓バイパス	天王谷	5
六甲北有料道路	有野	5
六甲北有料道路	柳谷	3
六甲北有料道路(Ⅱ)	大沢	5

様式3

第 年 月 日 号

神戸市道路公社
理事長 様

申請者 ㊦

有料道路料金の徴収免除申請について

道路整備特別措置法施行令第11条の規定に基づく有料道路の料金徴収免除を下記のとおり申請いたします。

記

住所
氏名

㊦

年 月 日生

免除を受けようとする路線名	
車両の種類	
車両番号	

免除を受けようとする理由 (出来るだけ詳しく)

様式4

通行料金徴収免除証明書交付簿

整理番号	氏名	所在地	車両番号	証明番号	通行路線名	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						

様式5

通行料金免除証明書

(表)

番 号	
神戸市道路公社有料道路 通行料金免除証明書	
車両番号	
所有者	住所
	氏名
指定路線	
上記の車両は、道路整備特別措置法施行令 (昭和31年法令第319号)第11条に該当 する車両であることを証明する。 年 月 日	
神戸市道路公社理事長 (注)本証の有効期間は 年 月 日 までとする。	

67 mm

(裏)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本証は、記名本人が指定車両を使用する場合に限る。 2 指定路線通行の際は、必ず本社係員に提示すること。 3 本証は、紛失又は盗難の場合でも再発しない。 4 本証記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。 5 有効期間の満了又は不用となったときは、直ちに継続又は返還の手続きをすること。 6 他人又は他車の使用を発見したときは、本証を無効として回収する。

90 mm

様式6 管理事務用通行券

神戸市道路公社有料道路	50 mm
管理事務用通行券	
神戸市道路公社 有効期間 年 月 日	82 mm

様式7 公務警察車両通行券

No. _____ 道路 公務警察車両通行券 (神戸市道路公社有料道路用) 所属長名 _____ 印 発行年月日 _____ 年 月 日	55 mm
21 mm	
78 mm	

様式7の2 公務従事車両証明書

公務従事車両証明書		10 cm
発行番号		
通行年月日	年 月 日	
通行道路名及び 通行区間	道路名 _____ _____ ICから _____ ICまで	
乗車責任者の 職名・氏名	職名 _____ 氏名 _____	
自動車登録番号 又は車両番号		
用務		14 cm
上記料金は、「料金を徴収しない車両を定める告示」第1号又は第3号に該当する用務の利用であることを証明する。 年 月 日 発行者 職名 _____ 氏名 _____ 印		
注意事項) 1. 本証明書は、車両1台の通行1回につき1枚を使用する。 2. 本証明書の有効期間は、発行日から1ヵ月間とする。 3. 料金自動収受機を設置している料金所等については、料金所係員の指示に従い通行すること。		

【注】発行番号は一連番号とする。

